## 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(環境省23-12)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策						
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について水産 動植物の被害防止に係る新たな農薬登録保留基準を速やかに設定する。						
達成すべき目標	ダイオキシン類について、現行の排出削減計画に規定する排出目標量(平成22年までに平成15年比で約15%削減)の達成状況を確認し、次期削減計画を策定、遵守する。全ての地点で環境基準を達成する。農薬について、農薬登録保留基準を速やかに設定するとともに、農薬の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発を行う。						
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	282,656	254,471	198,705	183,566	
		補正予算(b)					
		繰り越し等(c)			(※記入は任意)		
		合計(a+b+c)	282,656	254,471	(※記入は任意)		
	執行額(千円)		265,000	216,000	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政 策(施政方針演説等のうち主な もの)							

	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値 実績値					目標値	
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	当面の間
	・ メイクインン規が山心里(g TEQ/ 午/	315~343	286~307	215~223	158~161	158~160	集計中	176
	年度ごとの目標値		-	-	-	315~343	-	
		基準	[準 施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
測定指標	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率	_	大気100 公共用水域 水質97.5 公共用水域 底質99.5 地下水質 99.7 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.4 公共用水域 底質99.6 地下水質100 土壌100	水質98.8 公共用水域 底質99.5	大気100 公共用水域 水質98.4 公共用水域 底質99.5 地下水質100 土壌100	集計中	100
	年度ごとの目標値							
		基準値	実績値					目標値
	新たな水産動植物の被害防止に係る	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
	3 登録保留基準の設定農薬数(累計)	135	18	58	103	135	196	336
	年度ごとの目標値							157
施策に関する評価結果	〇平成22年のダイオキシン類排出量は、総量及び事業分野別排出量成22年の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また年の全国の環境調査結果では、大気・土壌・地下水は100%、その他も境基準を達成している。これらの状況を踏まえ、ダイオキシン類削減計定作業を進めているところ。 〇農薬については、平成23年度、水産動植物の被害防止に係る登録、準を新たに20農薬については、東成23年度、水産動植物の被害防止に係る登録に変新たに20農薬について設定し、また、41農薬について基準値設定に評価した。累計では196農薬を設定しており、年度ごとの目標を達成している場所により、場合により、年度ごとの目標を達成している場所により、場合により、年度ごとの目標を達成している場所により、場合により、年度ごとの目標を達成している場所により、場合により、単純などのは、またり、またり、単純などのは、またり、単純などのは、またり、単純などのは、またり、単純などのは、またり、単純などのは、またり、単純などのは、またり、単純などのは、またり、単純などのは、またり、単純などのは、またり、単純などのは、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり						た、平成22 も概ね環 計画の改 禄保留基 定不要と	
	目標期間終了時点の総括	○ダイオキシン類については、国内排出量及び環境の汚染状況において改 が図られており、これまでのダイオキシン類対策はきわめて有効であったと考 えられるが、今後は、水質、底質等の環境基準100%達成に向けた取組が課題 である。 ○平成19年5月にストックホルム条約(POPs 条約)の第3回締約国会議 (COP3)で採択された、利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最長 の慣行(BEP)についての指針の改訂作業が開始される見込みであることか ら、我が国における発生源情報や対策手法に関する情報提供等を行い、今後 の各国の施策検討に資する。 ○臭素系ダイオキシン類については、引き続きその排出実態等の把握、イン ントリの充実に努め、国際的な動向に関する情報収集を進め、POPs条約CO 5で決議された作業プログラムに応じた情報提供等を行い、臭素系難燃剤等 の廃絶プログラムへの協力を進める。 ○農薬登録保留基準は、農薬製造者等からの申請を受けて、設定するもの あり、年度ごとに申請件数の変動があるものの、申請受付後速やかに処理してきた。引き続き、登録保留基準を速やかに設定する。						

学識経験を有する者の知見の 活用

- ・ダイオキシン類環境情報等調査検討会において、ダイオキシン類汚染の現状等の評価および、次期削減計画の削減目標

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報

各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果

担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名	水野 理 西嶋 英樹	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	----------------------	--------	---------------	----------	---------